

第 2 4 回健康投資WG 事務局説明資料① (各施策の進捗状況について)

令和 2 年 7 月 1 6 日

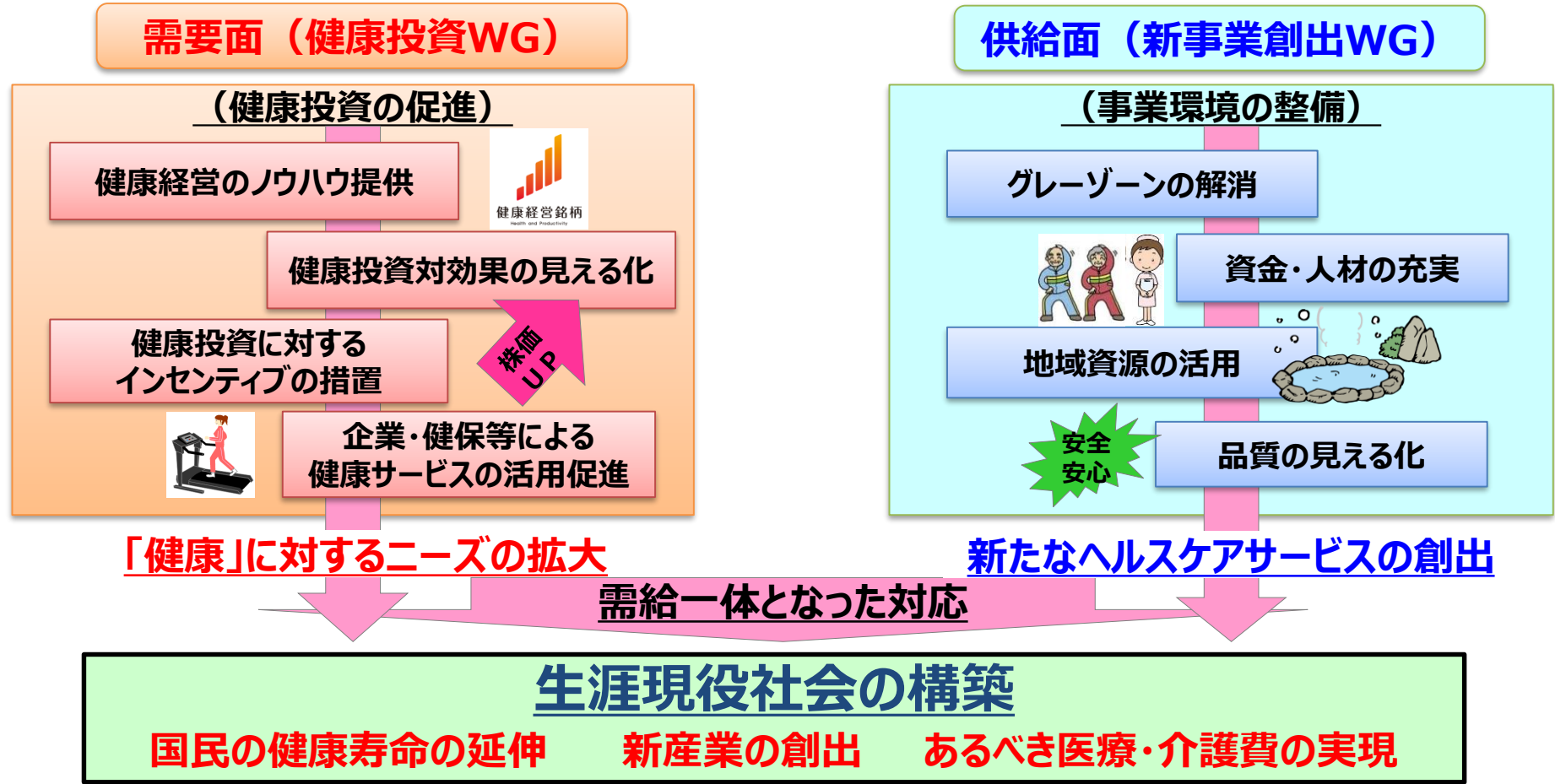
経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

ヘルスケア産業政策の基本理念について

次世代ヘルスケア産業協議会の検討の視点

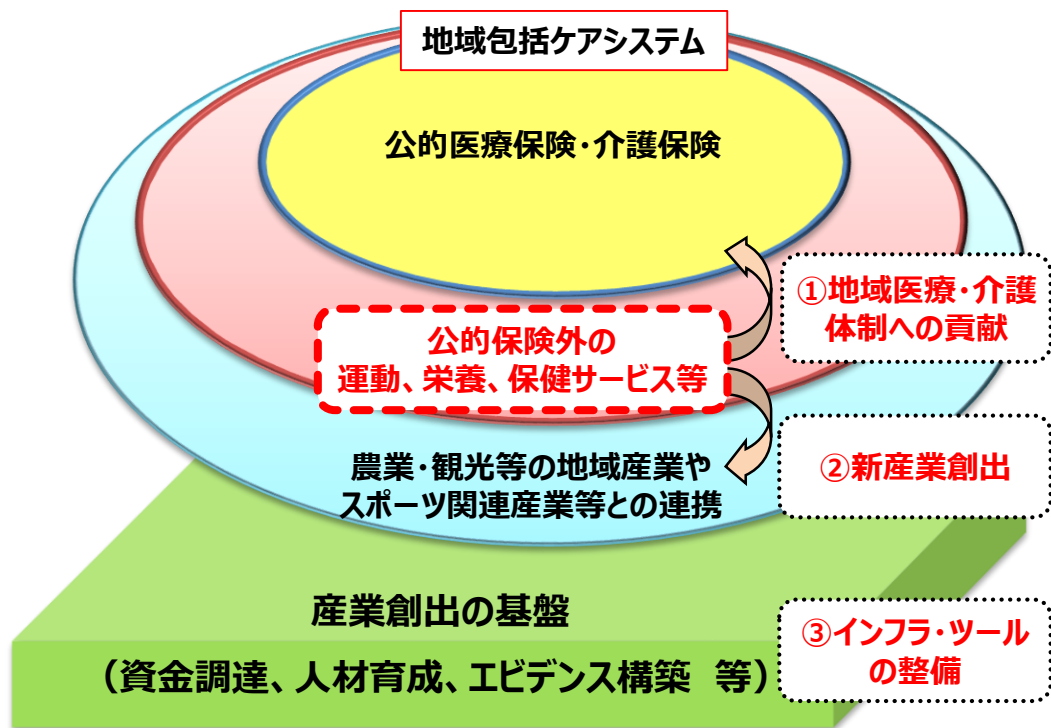
- ヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に、公的保険内サービスの充実に加えて、**健康増進・生活習慣病予防サービスなどの多様な公的保険外サービスへの期待も高まっている。**
- 政府としても、**成長戦略の重要な柱の一つとして、市場や雇用の創出が見込まれる分野と位置づけており、具体的な対応策の検討が喫緊の課題。**
- 具体的には、需要と供給の好循環を生み出す視点に基づき、**(1) 企業・健保等による健康投資の促進、(2) 公的保険外のヘルスケア産業の創出**を推進。



次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

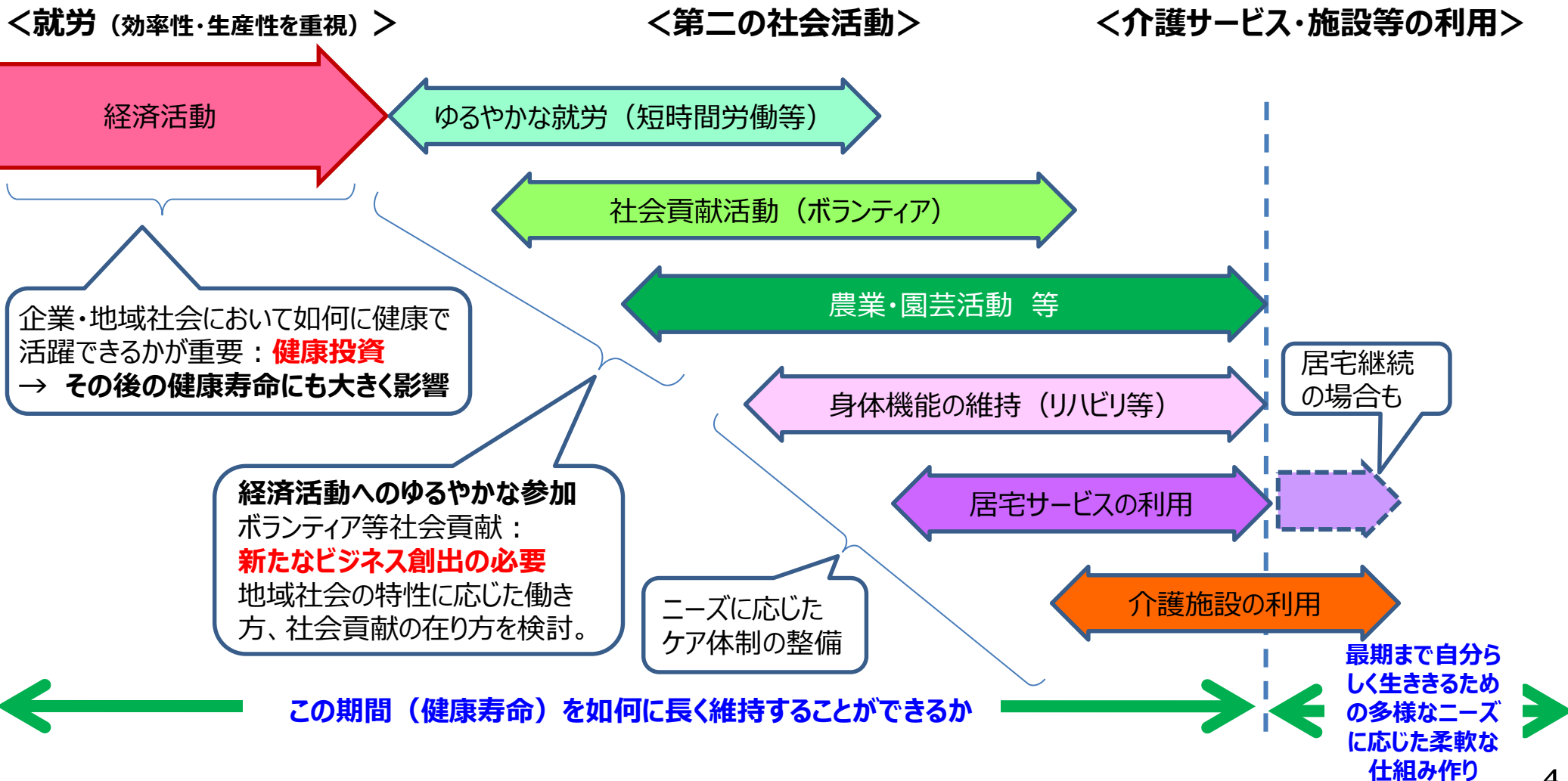
- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成し、『あるべき医療・介護との共存』につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「あるべき医療・介護との共存」につなげる。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



ヘルスケア産業政策の基本理念 ～生涯現役社会の構築～

- 誰もが健康で長生きすることを望めば、社会は必然的に高齢化する。 → 「超高齢社会」は人類の理想。
- 戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が約50歳から約80歳に伸び、「人生100年時代」も間近。
- 国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が必要。



成長戦略フォローアップ案 / 健康・医療戦略

- 令和2年7月3日に開催された未来投資会議で公表された「成長戦略フォローアップ案」において、健康経営や健康投資の促進に関する方針が示されている。また、令和2年3月27日に閣議決定された「健康・医療戦略」においてもその具体的施策が示されている。

vi) 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進する。

令和2年7月3日 未来投資会議「成長戦略フォローアップ案」抜粋

① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

A) 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の更なる強化

- ・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、2020年度中に、インセンティブ措置強化の影響分析等を行うとともに、2021年度以降の各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う。また、各保険者の点数獲得状況を公表する。
- ・健康保険組合等の予防・健康事業の取組状況に応じて後期高齢者支援金を加減算する制度について、2020年度中に保健事業の効果や最大±10%と強化したインセンティブ措置の影響分析等を行うとともに、2021年度以降の加減算における対象範囲、各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを行う。また、2020年度中に各健康保険組合等の後期高齢者支援金の加減算率について、新たに加算対象組合を公表することについても検討する。
- ・全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。
- ・後期高齢者医療広域連合の予防・健康事業の取組を強化する。予防・健康事業の取組状況に応じて配分される特別調整交付金(保険者インセンティブ措置)について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況等を踏まえた評価指標の重点化や見直し等、インセンティブが強まる方策を検討し、2020年度中に、一定の結論を得る。
- ・各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底したPDCAサイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しを行う。

イ) 予防・健康づくりに向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

- ・健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進に向けて、2020年秋頃に産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備するとともに、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンス構築を含む総合的な施策について、栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に、検討を進める。

ウ) 疾病の早期発見に向けた取組の強化

- ・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、5年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等、血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析を行う。リスクに応じた検診については、2019年度に得た結論を踏まえ、実現に資する科学的根拠の集積を推進する。
- ・がんの早期発見の観点から、乳がん、食道がん、大腸がんなど罹患数の多いがんについて、簡便で高精度かつ短時間で検査可能ながん検出技術を早急に確立し、2020年度中に実証実験を開始する。
- ・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診(検診)の機会の拡大等について、歯科健康診査推進等事業などによる検証の結果を踏まえて検討し、2021年度までに歯科健診(検診)の実施方法等の見直しの方向性について結論を得る。あわせて、歯科健診(検診)の受診率向上を図りつつ、健診(検診)結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組や、口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスを更に構築するとともに、医科歯科連携を推進する。

エ) 保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

- ・健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、2021年度からは、現行の保険者単位のレポートに加え、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位でも実施する。

- ・各企業等の健康経営の取組と成果が内外から適切に見える化・評価されるべく、2020年6月に取りまとめた「健康投資管理会計ガイドライン」を踏まえ、企業等の健康投資を更に促進するインセンティブ措置の導入を見据え、資本市場等で活用可能な健康経営に係る情報開示のあり方等について、2020年度内を目途に取りまとめる。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020マイベストプログラム」について、レガシーを創出するべく、大会終了後速やかに成果を公表して、国民の健康増進を推進する。

オ) データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

- ・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証を2020年夏頃から順次開始する。その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防・健康づくりのための取組の実施を促進する。
- ・一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進めるため、業界や業界横断の自主的なガイドライン等の整備を支援し、2025年度までに1000企業・団体等が使用することを実現する。

カ) 介護予防のインセンティブ措置の更なる強化等

- ・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金)について、2020年度中に、インセンティブ措置強化の影響分析等を行うとともに、2021年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを検討する。
- ・各評価指標や配点の見直しにおいては、「通いの場」の拡充、「介護助手」など介護施設における高齢者の就労・ボランティアの後押し、個人へのインセンティブとしてのポイントの活用、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から介護予防と保健事業との一体的実施等の取組について引き続き重点的な検討を行うなど、徹底したPDCAサイクルを進める。あわせて、先進・優良事例の横展開を行い、民間サービスの活用等を推進する。
- ・75歳以上の高齢者に対する保健事業について、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用し、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。
- ・利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、2020年度中にエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

4.2.1. 新産業創出

(1) 公的保険外のヘルスケア産業の促進等

○ 職域・地域・個人の健康投資の促進

(健康経営の推進)

- ・健康投資に取り組む優良な企業が評価される仕組みとして、株式会社東京証券取引所と経済産業省が共同で選定する「健康経営銘柄」、上場企業だけでなく中小企業や医療法人等も対象として日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度」について、選定・認定法人の取組の質の向上を図るとともに、中小企業の健康経営の裾野の拡大を図る。(厚、◎経)
- ・健康経営の生産性への取組に関する各種の研究等を踏まえつつ、健康経営の取組と成果の見える化を進め、資本市場からも適切に評価されるよう、環境を整備する。(厚、◎経)
- ・企業・保険者連携による予防・健康づくり「コラポヘルス」の取組を深化させる。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を見える化し、経営者に通知する健康スコアリングレポートについて、官民の役割分担を踏まえつつ、健保組合や事業主への働きかけを強化する。(総、◎厚、経)

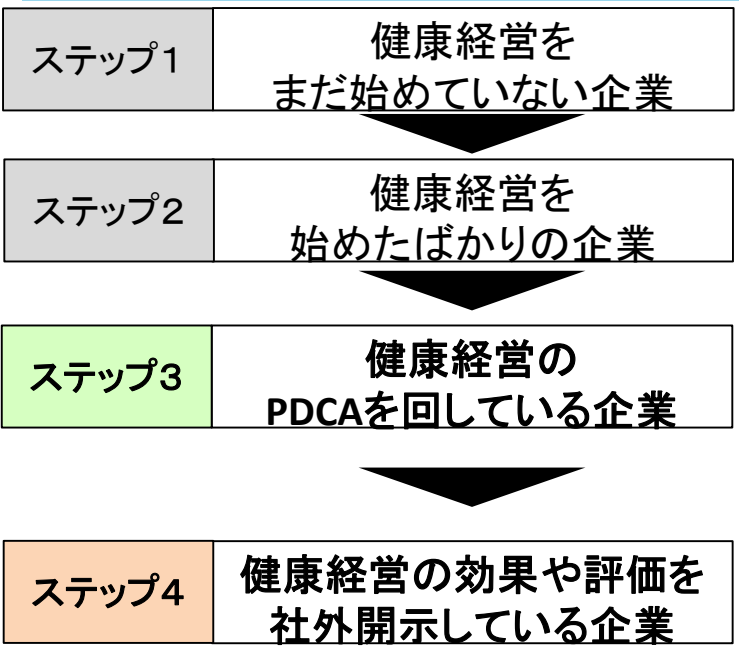
「健康・医療戦略」抜粋
(令和2年3月27日閣議決定)

各種施策の進捗状況

①健康投資管理会計ガイドラインの策定

健康投資管理会計ガイドラインの位置付けと狙い

- 健康投資管理会計ガイドラインは、企業等における健康経営の取組をさらに促進するため、策定したもの。
- 主に健康経営に取り組み始めていて、効果分析や評価方法を模索している企業が利用することで、健康経営の効果的な実施や、様々な市場との対話が可能となることを想定している。これから健康経営に取り組み始める企業等については、既に公開している手引き（企業の「健康経営」ガイドブック、健康経営度調査票）の利用を期待している。
- 企業等は本ガイドラインを活用して健康投資管理会計を作成することで、以下の観点からメリットを享受できる。
 - 内部機能**：健康経営をより継続的かつ効率的・効果的に実施することができる。
 - 外部機能**：健康経営の取組状況について、外部と適切に対話することができる。



これまでに公開している手引き等を活用した取組
企業等は、「企業の健康経営ガイドブック」や「健康経営度調査票」を活用し、組織体制や具体的な施策、PDCAの意識等、健康経営の基礎的な考え方を参考に、健康経営を進めることができる。

本ガイドラインを活用した取組①
企業等は本ガイドラインを活用し、**管理会計の手法**を用いて内部管理を行うことで、**適切な経営判断やPDCAサイクルの下で健康経営を効率的・効果的に実施**することができる。

本ガイドラインを活用した取組②
企業等は本ガイドラインを活用することで、**健康経営の取組状況について外部と適切に対話**することができる。それにより、**資本市場を始めとする様々な市場から適切な評価を受ける**ことにつながる。

健康投資管理会計ガイドラインの概要

- 「健康投資の見える化」検討委員会における5回にわたる議論を踏まえ、令和2年（2020年）6月に策定。
- 「健康投資管理会計ガイドライン」の本体と、健康投資管理会計を作成する際に活用できる「健康投資管理会計作成準備作業用フォーマット」から構成される。

ガイドラインを用いた健康経営実施プロセス（イメージ）

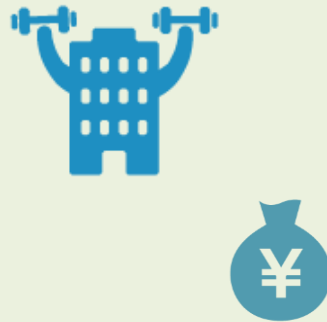
健康経営の戦略設定

- 健康経営を実践して達成したい目標(KPI)の設定
- 目標達成のための健康経営施策の検討



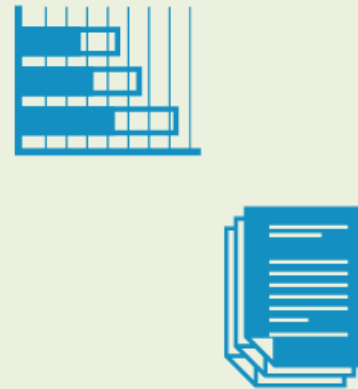
健康経営の実施

- 健康経営施策の実施（＝健康投資）
- 健康管理会計ガイドラインに基づき健康投資額を把握



取組の評価

- 健康投資額と照らし投資対効果を分析
- KPIの達成状況を把握



改善・対話

健康経営施策の改善
（内部機能）



投資対効果の結果を
踏まえ情報開示や
投資家等と対話
（外部機能）



健康投資管理会計ガイドラインの構成

- 健康投資管理会計ガイドラインは以下、10章による構成となっている。

ガイドラインの構成

- 健康投資管理会計とは
 - ◆健康投資管理会計の定義、役割
 - ◆健康投資管理会計の構成要素、要件
- 健康投資管理会計の基本事項
 - ◆健康投資管理会計における重要事項
 - ◆対象となる期間と集計範囲
- 健康経営戦略について
 - ◆健康経営戦略策定の目的・必要性
 - ◆健康経営と経営課題のつながり
- 健康投資の考え方
 - ◆健康投資の範囲
 - ◆健康投資額の商品、分類、集計方法
- 健康投資効果の考え方
 - ◆健康投資効果の概要、分類
 - ◆具体的な指標と算出方法
 - ◆投資効果の分析手法
- 健康資源の考え方
 - ◆健康資源の概要、分類
 - ◆指標と算出方法
- 企業価値の考え方
 - ◆企業価値の概要、分類
 - ◆算出方法の事例
- 社会的価値の考え方
 - ◆社会的価値の概要、分類
- 健康投資管理会計の作成と活用
 - ◆健康投資管理会計の作成方法
 - ◆作業用フォーマット
 - ◆健康投資管理会計の活用イメージ
- 健康投資管理会計に関する情報の開示
 - ◆情報開示の意義・目的
 - ◆情報開示に関する組織体制
 - ◆開示内容、開示手法

健康投資管理会計作成準備作業用フォーマットの構成

- 健康投資管理会計を作成する際に活用できる作業用フォーマット（Excel形式）を用意。

フォーマットの構成

- 戦略マップ
- 健康投資作業用シート
- 健康投資シート
- 健康投資効果シート
- 健康資源シート

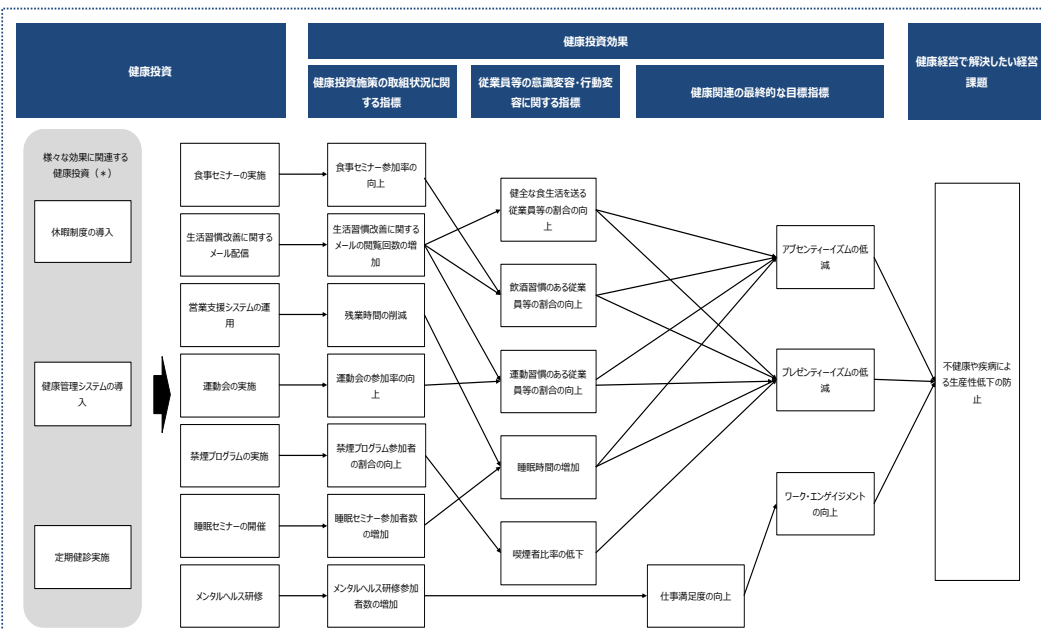
フォーマットを利用する際は、
記入例を参考にしつつも
企業等の実態に即して柔軟
に作成することが有益

【基本情報】

従業員等の男女比率	男性：60%、女性40%
従業員等の平均年齢	35.3歳
拠点	本社：東京都、営業拠点：新潟県

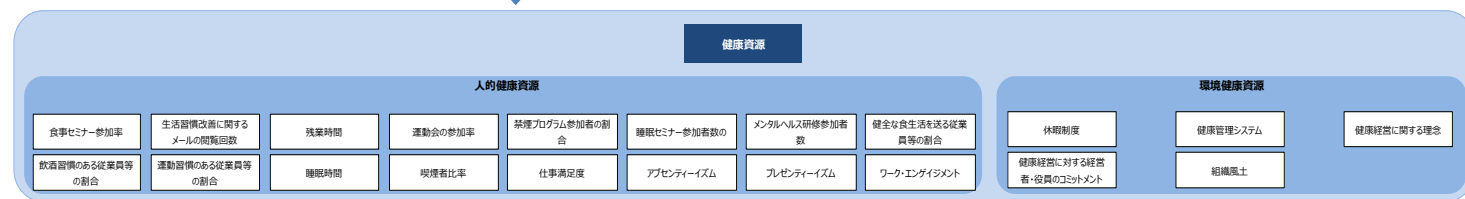
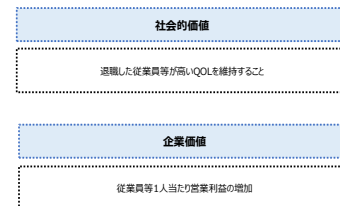
記入をする際の一例

【戦略マップ】



(*) 基本的に「健康投資」と「健康投資効果」は1対1で対応する。しかし、中には複数の「健康投資効果」に対応する「健康投資」も存在するため、そのような「健康投資」を「様々な効果に関連する健康投資(*)」とする。

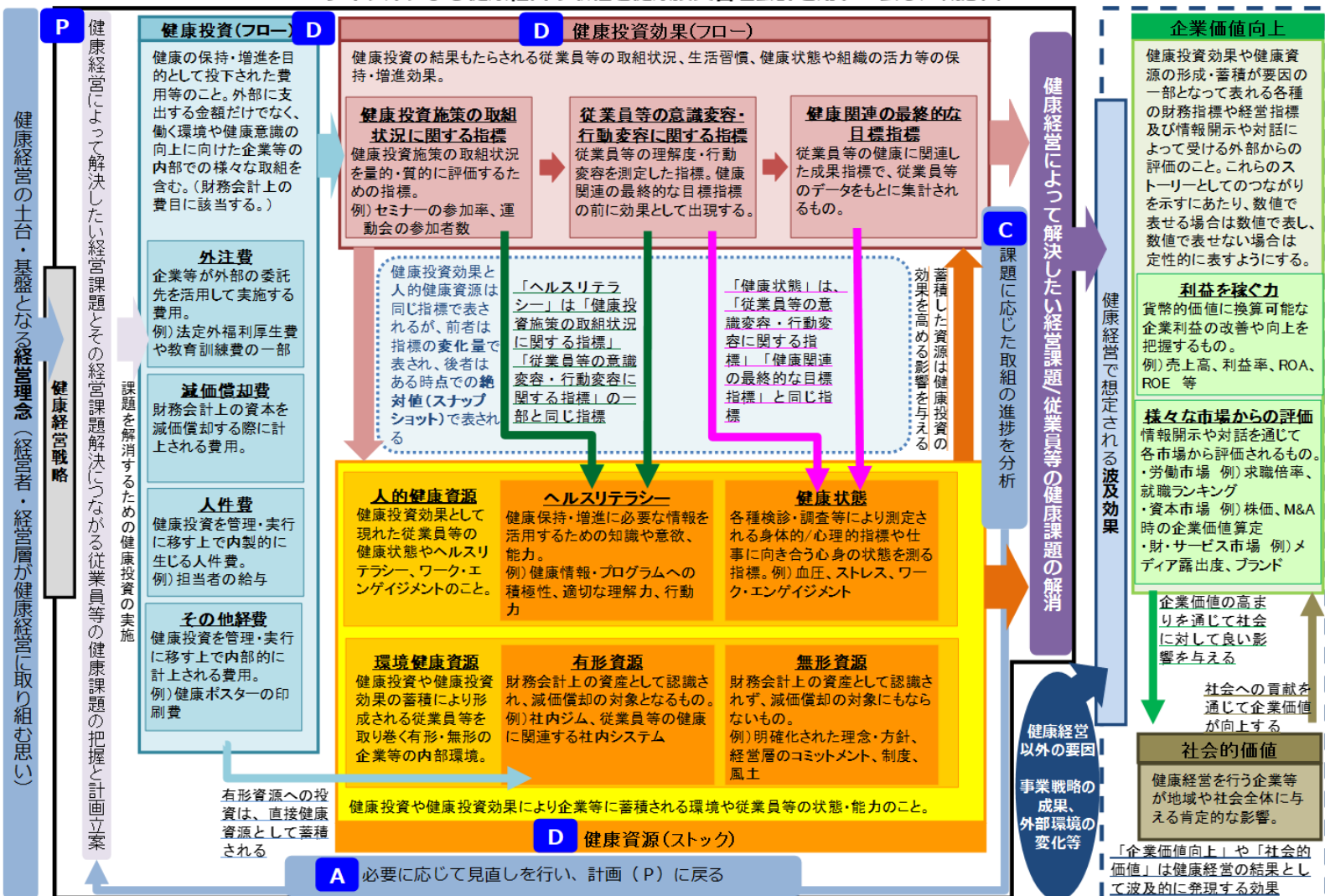
戦略マップの記入例



健康投資管理会計の構成要素

- 健康投資管理会計は「健康投資」「健康投資効果」「健康資源」「企業価値」「社会的価値」の5つの構成要素によって形成される。これらの要素は企業等の経営課題・目指すべき姿との結びつきを示す「健康経営戦略」によって一元的に管理される。

PDCAサイクルによる健康経営の取組を健康投資管理会計を用いて表した概念図



- 本ガイドラインを取りまとめ、一定の枠組みを示したところ、今後は、健康経営銘柄等の先進的な取組を行っている企業が実際にガイドラインを利用し、ガイドラインを活用したことによる具体的な利点や作業量等を明らかにすることによって、ガイドラインを活用する企業が増えるよう促していくことが必要。
- また、ガイドラインの考え方や要素を健康経営顕彰制度に反映することで、健康経営の更なる発展に寄与することが期待される。

① 企業による実証と事例の収集

健康経営に取り組む先進的な企業において、本ガイドラインに基づいた健康投資管理会計の作成や、本ガイドラインを活用した投資家等の各種ステークホルダーとの対話等の実証を行い、具体的な事例を収集する。

- ◆ 健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」としての役割を求めている健康経営銘柄企業を中心に、複数企業で実証を行い、事例を公表する。
- ◆ 管理会計作成や情報開示にあたって留意した点等をヒアリングし、本ガイドラインを活用する際のポイント等をまとめる。

② 健康経営顕彰制度への反映※

本ガイドラインで考え方を示している、PDCAサイクルの体系的な管理や外部への適切な情報開示等について、健康経営銘柄や健康経営優良法人認定制度への反映を図る。

- ◆ 今年度は、健康投資管理会計自体の作成を求めることは困難であることから、ガイドラインにおける考え方を踏まえ「健康経営の戦略に関する設問の追加」「社外開示の既存設問の修正」を行う。
- ◆ 来年度以降については、今年度の実証や事例収集等の結果を踏まえつつ引き続き検討していく。

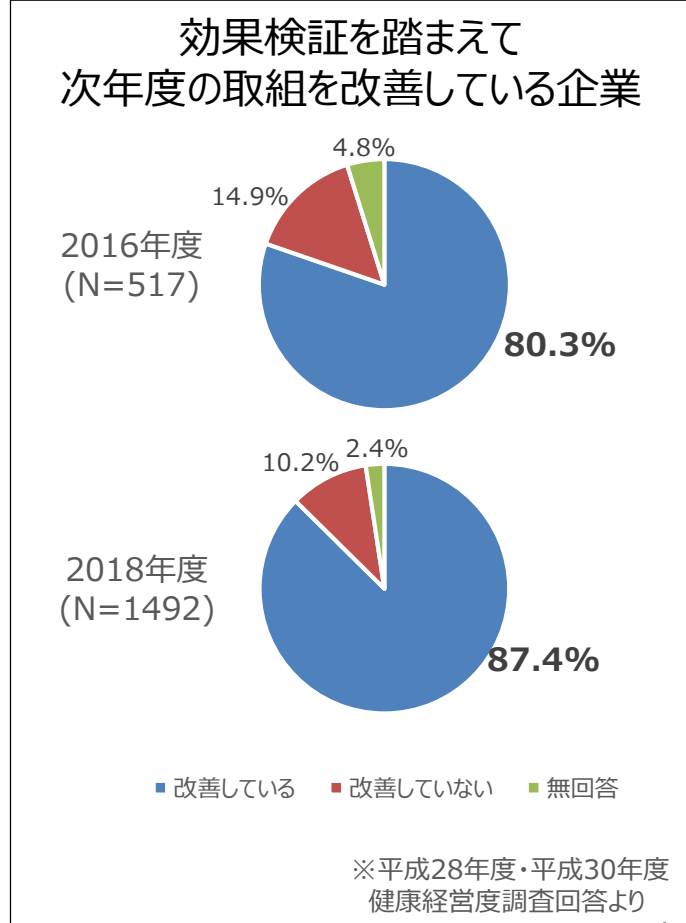
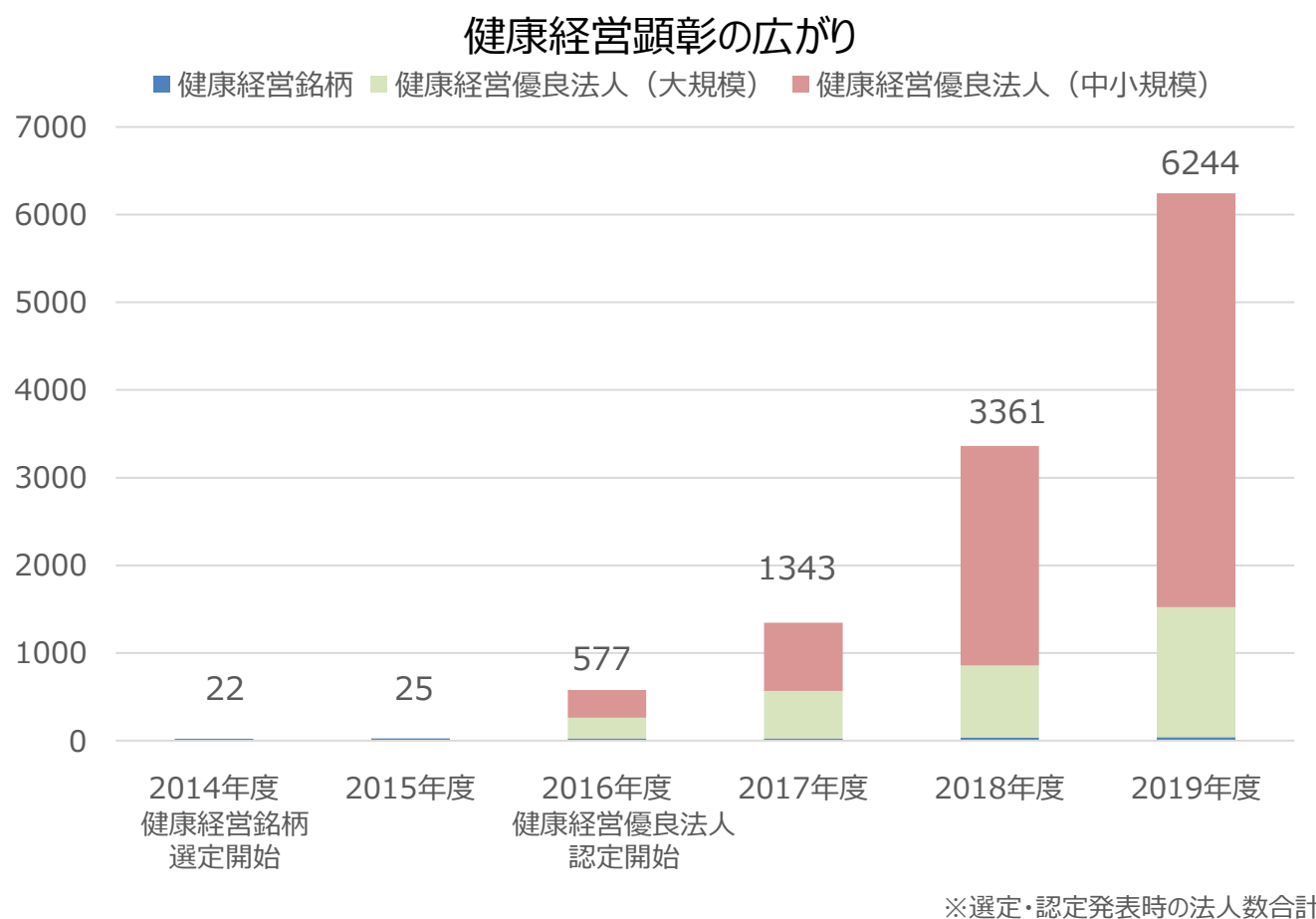
※本ガイドラインに基づいた一律的な健康投資管理会計の実施を義務づけるものではない。本ガイドラインを参考としていただき、柔軟な活用により健康経営の質を高めることを期待している。

各種施策の進捗状況

② 新たな健康経営促進施策の検討の方向性

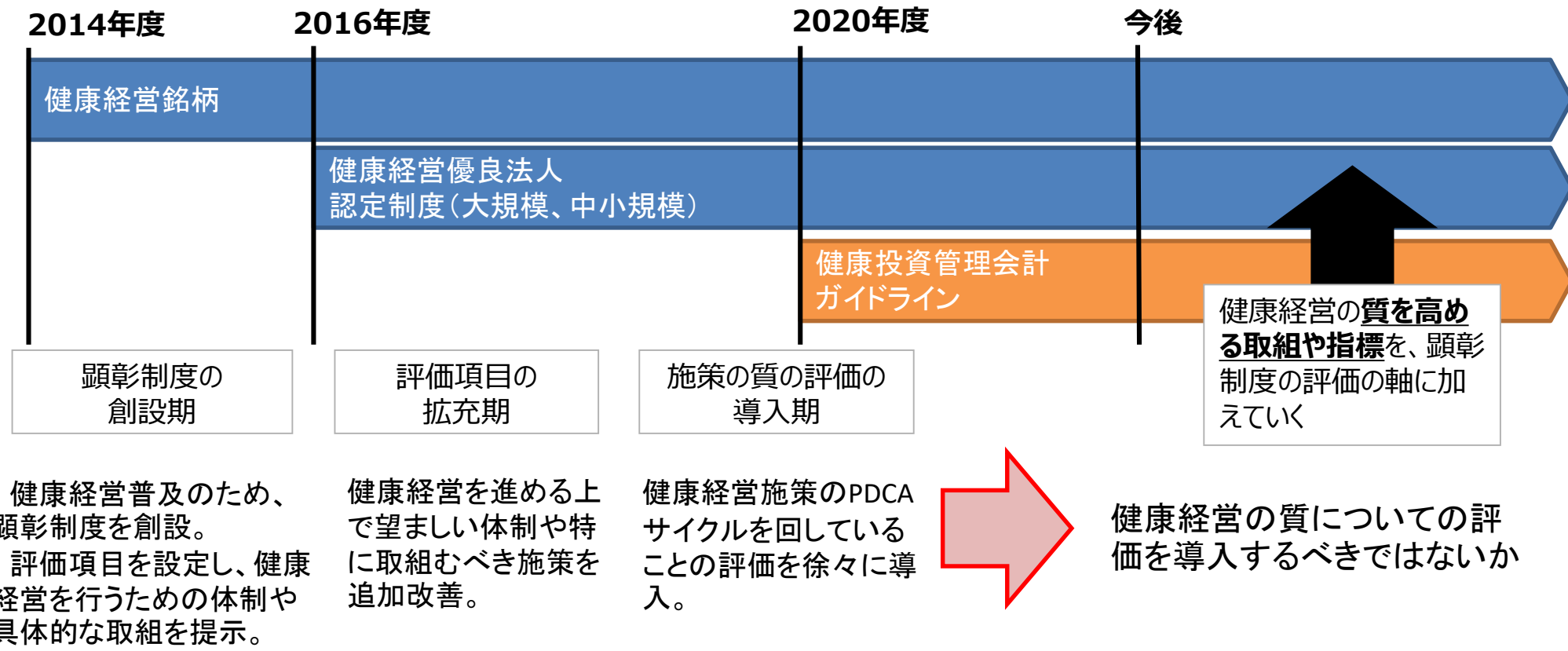
これまでの健康経営普及施策の振り返りと今後の方向性①

- 健康経営顕彰制度においては、主に健康経営の実施体制や具体的な取組施策の実施の有無等の基礎的な内容を評価しており、随時評価項目を追加・拡充してきた。近年では健康経営顕彰を受ける企業等が増加し、こうした基礎的な内容については理解が広まりつつある。
- さらに、施策の効果分析を行いPDCAサイクルによって取組を改善する等、健康経営の質を高める取組を進める企業等も増加している。



これまでの健康経営普及施策の振り返りと今後の方向性②

- 健康経営は実施主体や抱えている課題によって様々な施策や取組方法があることから、その中身を評価することは容易ではないが、健康経営顕彰制度においても、質の高さの評価に使われるような取組や指標についての導入を検討していくべきではないか。



健康経営普及のため、
顕彰制度を創設。
評価項目を設定し、健康
経営を行うための体制や
具体的な取組を提示。

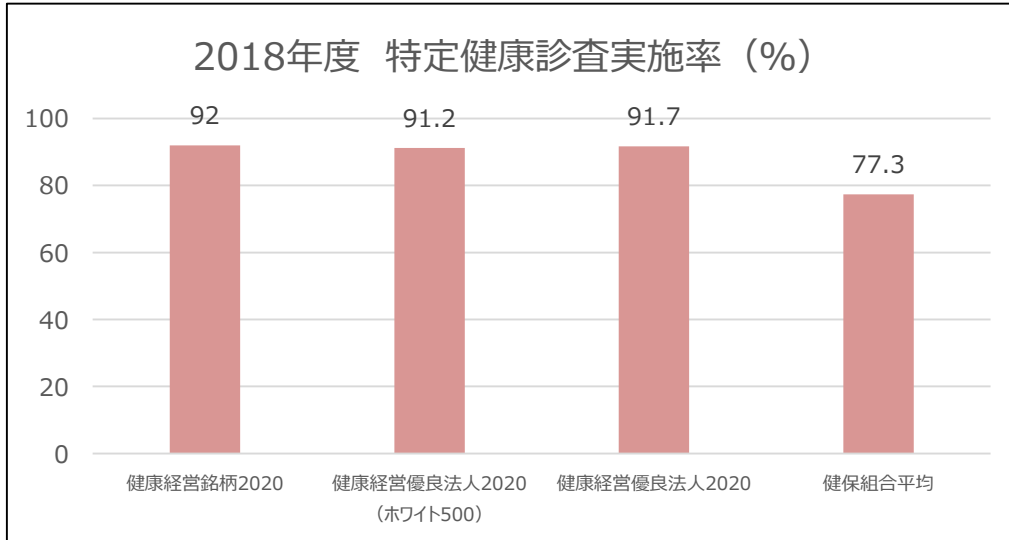
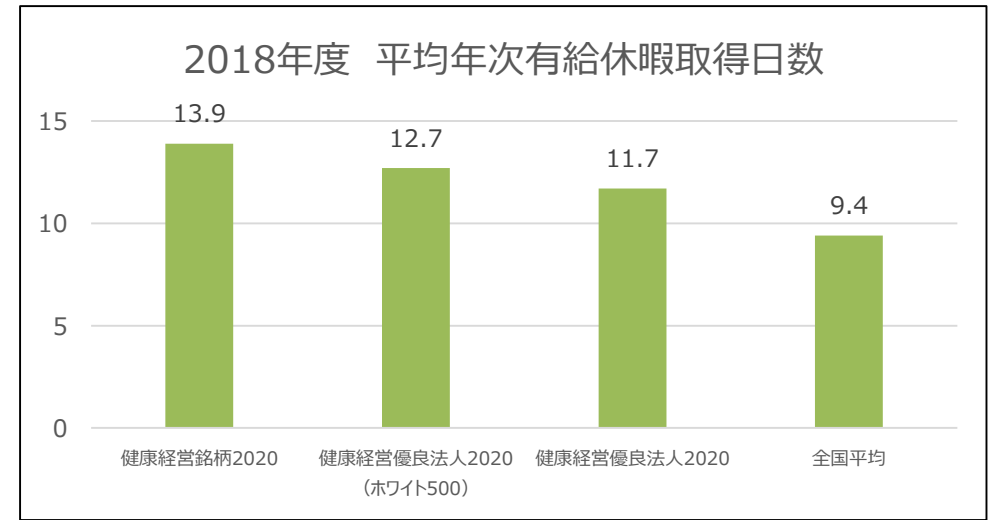
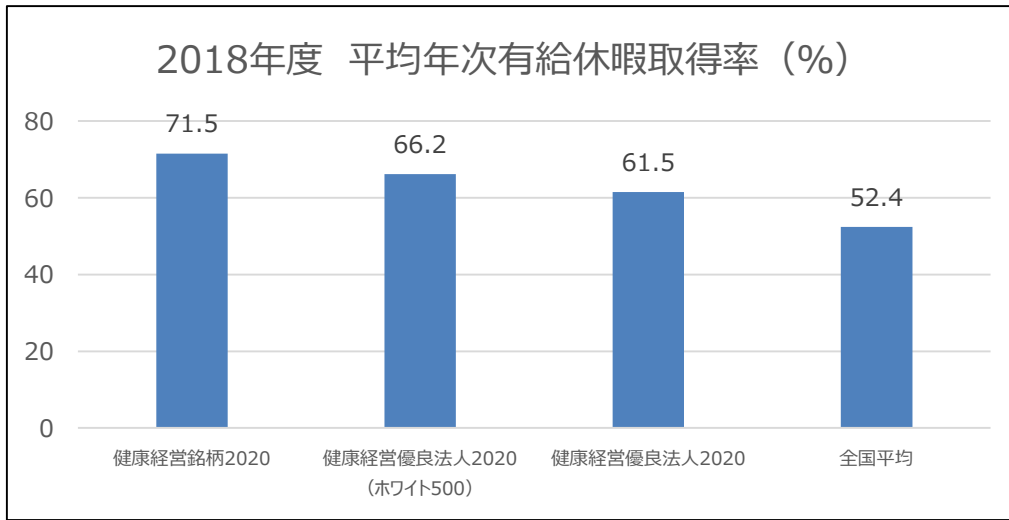
健康経営を進める上
で望ましい体制や特
に取組むべき施策を
追加改善。

健康経営施策のPDCA
サイクルを回してい
ることの評価を徐々に導
入。

健康経営の質についての評
価を導入するべきではないか

参考：健康経営に取り組む企業等の傾向

- 令和元年度健康経営度調査の結果（2018年度の実施施策）を簡易的に分析したところ、健康経営度の高い企業では有給取得率、有給取得日数が高い傾向が見られた。
- 他にも、法人単位の特定健診実施率も、健保組合平均と比べ高い傾向があった。



※平均年次有給休暇取得率・取得日数の全国平均は「平成31年就労条件総合調査」に基づく。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/19/dl/gaikyou.pdf>

※特定健康診査実施率の健保組合平均は「厚生労働省2017年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況」に基づく。（2018年度は未公表）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000600881.pdf>

※特定健康診査実施率は「法人単位の値を把握している」法人のみに回答いただいたものであり、健康経営度調査の評価には含まれない。

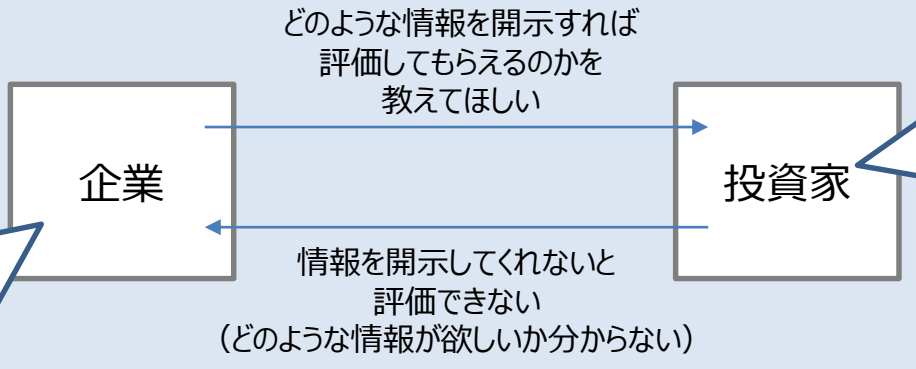
※全ての選定・認定法人を対象として集計したため、健康経営に取り組んでいる期間の長短は考慮していない。

企業における情報開示の深化①

- 企業と資本市場との対話に活用されることを目指し、令和2年6月に策定した健康投資管理会計ガイドラインにおいては、企業からの情報開示のあり方については原則的な考えを示すにとどめ、具体的な開示指標や開示フォーマット等は今後の議論によって示されるものとしている。
- 投資家からは、企業による具体的なデータの開示を求める声が上がっているものの、こういった指標が企業評価に資するかは定まっていない。今後、企業による具体的な開示指標を検討し定めていくことで、資本市場での評価が広がっていくことが期待される。

【現状の理解】

- 現時点で財務成果につながるようなエビデンスが無い中、どのような情報を開示すれば評価されるのかが分からない。
- 結果、企業ごとに自社の取り組みが分かるような情報（取組、体制、成果等）をバラバラに開示している。



- 健康経営が全社戦略や価値共創、ESG評価の中でどこに位置づけられるのかが分からない。
- 結果、投資家から“健康経営”に関する情報を求めることはほぼ無く、企業側が足並みをそろえ、積極的に情報を開示してもらわないと評価できない。

【今後狙うべき方向性（案）】

- （経産省主体で）企業が開示すべき情報・指標を示し、多くの企業から関連する情報を開示してもらう。
 - 開示の候補となる指標の抽出（優良法人の開示情報の整理、海外で評価されている指標の把握、“女性”等先行事例の調査など）
 - 健康経営の“成果としてふさわしい指標”の条件整理、選定（有識者ヒアリング、GPIFや指数会社へのヒアリングなど）
- ESG投資家や指数会社に、企業が開示した情報を企業評価指標に組み入れてもらう。
- 関連情報を開示する企業が増加する。開示情報に関する分析が進み、財務業績と連動する指標も特定されはじめる。
- ESG投資家に限らず、一般投資家にまで“健康経営”の概念が普及する

企業における情報開示の深化②

- 2018年度の経済産業省の委託調査において健康経営に関する情報発信状況を整理し、第20回健康投資WGにおいて、健康経営銘柄に対して投資家に対する情報発信をしていくことに期待すると示した。
- 特に成果に関する情報発信状況について、健康経営銘柄2020企業の発信状況や、今年度の健康経営度調査結果を分析することで、開示すべき具体的な指標が明らかになる可能性がある。

健康経営銘柄に対するアンバサダー的な役割への期待について② 第20回健康投資WG 資料2：17ページ

- 健康経営銘柄企業との意見交換会や各企業の情報の開示状況を調査した結果、健康経営の取組に関する情報の開示方法には以下の4段階があると整理。
- 健康経営銘柄2019の情報開示状況を4段階に整理したところ、健康経営実施の方針、体制、取組、実績を一体的に説明している企業（レベル④）は半数程度であった。

		統合報告書/ アニュアルレポート	CSR報告書/ サステナビリティ レポート	投資家向け 説明資料	有価証券 報告書	コーポレート ガバナンス報告書	企業HP	成果に関する情報発信状況
レベル①	健康経営を実施していること、銘柄に選定されたことのみを発信	12社	1社	13社	7社	13社	6社	従業員の健康行動に関する指標 <small>(検診受診率、ストレスチェック受検率、各種イベント参加人数 等)</small> 26社
レベル②	+ 具体的な実施体制及び取組内容についてまで含めて発信	9社	4社	0社	1社	2社	7社	
レベル③	+ 取組みによる成果を定性的及び定量的に発信	2社	2社	1社	0社	0社	6社	
レベル④	健康経営実施の方針・体制・取組み・実績を ストーリー立て て発信	1社	11社	0社	0社	0社	13社	
	投資家の媒体活用状況	○	△	◎	◎	△	○	従業員の健康状態に関する指標 <small>(生活習慣病有所見率、メンタル不調による休業者数、肥満率、健康リスク保有者数 等)</small> 9社
								従業員の労務状態に関する指標 <small>(労働災害度数、有給休暇取得日数/取得率、労働時間の変化 等)</small> 9社
								経営状態の改善/企業の成長に繋げた指標 <small>(従業員のエンゲージメントや生産性に関する指標、採用応募者数等のリクルートに関する指標 等)</small> 3社

健康経営銘柄2019の健康経営の成果に関する情報発信状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康経営の取組の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の感染症予防対策だけではなく、在宅勤務等のこれまでとは異なる働き方に伴って生じる新たな健康課題への対応も必要となっている。

新たな健康課題として考えられるもの

① 新型コロナウイルス感染症による健康課題

→感染症予防対策

② 新しい働き方（テレワークの増加等）による健康課題

→生活習慣（運動や食生活）の悪化、自宅に十分な環境が無いことによる眼や身体の不調、ラインケアの不足によるメンタルヘルス不調等

健康経営銘柄企業等の具体的な対応例

● 外出時感染リスクの軽減

出社が必要な拠点に対し、昼食時の外出による感染リスクを軽減するため、会社負担で食事を提供

● 自社で作成した体操動画の配信

専門家の監修を受け、運動不足解消やリフレッシュのため動画を作成し従業員に配信

● 健康ポイントプログラムへの項目追加

自社で実施している健康ポイントプログラムに、自粛やテレワーク等の生活環境下で取り組むことができる項目を追加

● 会社負担による在宅時の業務環境整備

健康を保持し生産性を低下させないようなデスクやモニター等の導入に対する補助

● オンラインでのメンタルヘルスケア

社内医療職・カウンセラーによるWeb・電話での相談対応や、オンラインでのメンタルヘルスケア研修の実施

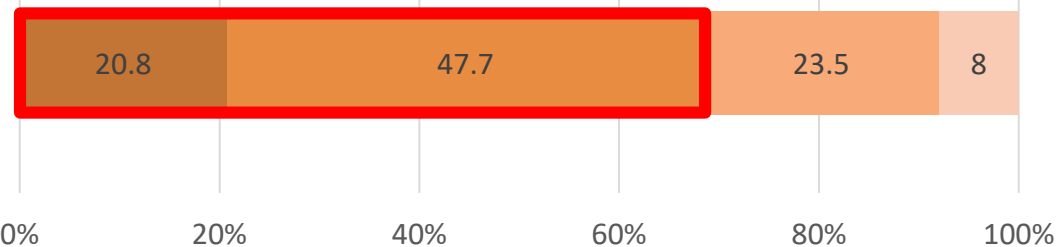
感染症流行期の一時的な対応と、感染症流行を契機として生活様式や社会環境が変化したことによって生じた恒常的な対応とがあると考えられるが、今後、健康経営として評価し推進していくべき取組について、ご意見をいただきたい。

参考：健康に対する意識の変化

- 新型コロナをきっかけに7割の回答者が「健康意識が変化した」とする調査あり。テレワーク・外出自粛等によって体重変化への意識も高まった。
- テレワークを実施する企業も、従業員の健康管理上の課題を認識。

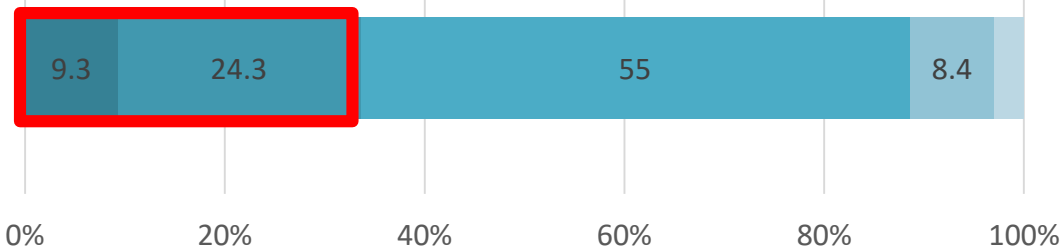
新型コロナをきっかけに健康意識は変化したか

■ 大きく変化した ■ やや変化した ■ あまり変化するしない ■ 全く変化するしない



新型コロナ前後での体重の変化

■ 3kg以上増加 ■ 3kg未満増加 ■ 変化なし・不明
■ 3kg未満減少 ■ 3kg以上減少



(出典) SOMPOひまわり生命 健康応援リサーチ
「With/Afterコロナの健康と保険に関する意識調査」(n=1000)

テレワークに伴う従業員健康管理上の課題 (例)

- **テレワーク中の労働安全管理**
 - 非対面で、従業員の健康状態や労働時間を管理できる仕組みがない。
- **テレワークインフラ**
 - 在宅での職務を実施するために必要なインフラを提供できず、不適切な照明や作業姿勢による、眼や身体の疲労が発生。
- **外部環境の影響**
 - 職務に集中できる環境を提供できず、育児や介護に伴う集中困難な環境での業務や、不適切な騒音・気温・湿度の中での業務によるストレスが発生。

參考資料

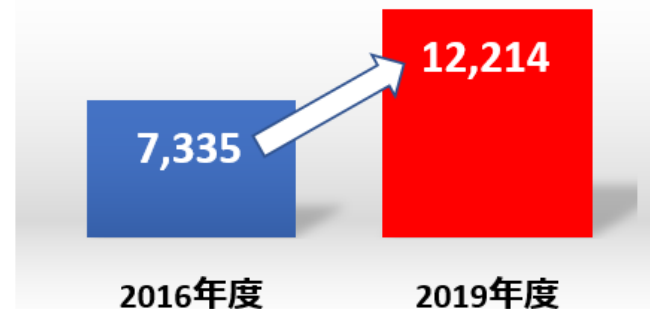
健康経営アドバイザー制度について

普及・啓発を担う人材を育成

①健康経営アドバイザー

- 経済産業省の委託を受け、健康経営に関する基礎的な知識を体系的に学べる研修としてカリキュラムを作成し、2016年にスタート
- 健康経営について、注目される背景、メリット、具体的な取り組み方などを内容豊富なテキストとともに約90分間の動画で解説
- 従業員への研修として活用した団体受講も増加
- 2019年度より認定期間を2年間に延長

受講者数（更新者含む）



企業の取り組みを実践支援する専門人材を育成

②健康経営エキスパートアドバイザー

- 健康経営に取り組む中小企業を実践的に支援できる専門人材の育成を目的に、2018年10月にスタート
- 社会保険労務士、中小企業診断士、保健師などの専門家のほか、企業で推進役として活躍されている担当者など、これまで 1,025人を認定

<健康経営エキスパートアドバイザー更新要件>

- 知識のブラッシュアップの為に最新の健康経営に関連するトピックスについて各界の著名な講師によるWEB動画を受講。所定のWEBテストを経て更新する仕組みに。

認定期間内（2年間）に

WEB動画を3本以上受講



挑みつづける、変わらぬ意志で。



健康経営アドバイザー制度について②

◆感染症対策に関する追加テキストの無償配布（新型コロナ対応）

- 企業支援の際に必要な知識を補完し、企業の感染症対策を後押しすることを目的として、健康経営アドバイザーと健康経営エキスパートアドバイザーに、企業の感染症対策に関する追加テキスト（23ページ分）を無償配布
- 本テキストでは、企業による感染症BCP策定時のポイントや感染期別の構成モデルなどを掲載



◆健康経営エキスパートアドバイザー情報公開

- 希望する認定者を東京商工会議所『健康経営倶楽部』のウェブサイトにて、都道府県別に掲載
- 支援を希望する企業や、エキスパートアドバイザーを活用した健康経営の推進を図る地方自治体などによる活用を想定

健康経営エキスパートアドバイザー一覧



都道府県名をクリックすることにより、健康経営エキスパートアドバイザーの情報を閲覧することができます。

掲載者数
510/1,025人

登録状況
44/47都道府県

氏名・所属	HP	保有資格	コメント
こうしょう たろう 東路 太郎1 東京商工会議所		労働衛生コンサルタント 社労士 中小企業診断士 社労士	健康経営アドバイザーは、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る人材を育成するための研修プログラムです。
こうしょう たろう 東路 太郎2 東京商工会議所		中小企業診断士 社労士	健康経営アドバイザーは、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る人材を育成するための研修プログラムです。